

## 第 2 回名張市市民自治検討委員会議事概要

日時：平成 16 年 11 月 5 日（金）午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分

場所：市役所庁議室

委員出欠状況：欠席...多田委員、望月委員

市・事務局：企画財政部 志村部長、総合企画室 小島室長、高嶋主査、栗山  
生活環境部 市民活動推進室 橋本室長、荻田主査

進行 志村部長

- ・ 開催のお礼
- ・ 10 月 20 日に第 2 回検討委員会の開催を予定していましたが、台風の接近により中止させていただきました。ついては、それに代わる日程として、11 月 30 日を第 4 回とする旨、委員長の許可をいただきましたので、よろしく申し上げます。
- ・ 本日、望月委員と多田委員より欠席との連絡がありました。また、稲沢副委員長より 1 時間程遅れる旨の連絡がありましたので、ご報告します。

（事務局）

- ・ 前回の委員会でお話ししたとおり、当委員会の会議録を市民活動推進ボランティアスタッフ（市民の方）にお願いすることになりました。  
[ 市民活動推進ボランティアスタッフ 3 名の紹介 ]
- ・ 以降の会議には、市民活動推進ボランティアスタッフ 2～3 人が同席いただきます。

（委員長）

- ・ あいさつ
- ・ 第 1 回の議事録がお手元に届けられています。これについて、修正箇所などや不行き届きな点があれば、申し出て下さい。あくまで要約筆記ということで、ご覧下さい。

（事務局）

- ・ 修正箇所などが無ければ、発言者のお名前を「委員」に置き換えて、議事録を市ホームページで公開する準備に取りかかります。

[ 前回欠席の中森委員より、自己紹介 ]

(委員長)

- ・ 前回配られた資料に基づき、当委員会を進めたいと思います。よろしいでしょうか。  
本日は「自治の理念と条例の目的そして市民と市民自治」について、議論します。  
次回は「議会と執行機関」、第4回は「市政運営」、第5回は「市民参画、協働、住民自治」、第6回は「市民公益活動の促進」、第7回で全体をまとめるということで、進めます。
- ・ 本日は全般的な内容と前文はどうあるべきか、条例の目的として何を掲げるか、市民と市民自治の原則といった内容について、進めます。

(事務局)

- ・ 「自治基本条例検討資料(試案)」及び「自治基本条例に関するメモ」に基づき、説明を行う。

(委員長)

- ・ 「1. 全般的事項」「2. 前文の記述事項」「3. 条例の目的」について、自由討論したいと思います。  
なお、全般的事項というのは条例に反映される中身ですが、自由に討論したいと思います。それを前文もしくは条例の目的で反映できるものは反映するという事です。
- ・ 団体自治と住民自治の関係については、質問やご意見はありませんか。
- ・ 「補完性の原理」というのは、基本条例の基本の思想になっておりますが、これについていかがですか。
- ・ 最近よく「ソーシャルキャピタル」という言葉が使われていますが、昔は鉄道・道路・橋梁・住宅等のハードウェアのことを指していました。東京大学の宇沢弘文先生によると社会的共通資本こそが「ソーシャルキャピタル」とであるとされています。
- ・ 社会的共通資本とは何か、北ヨーロッパの調査ではマナー・ルール・基本を守っている町は、犯罪発生が非常に低く、交通安全等の安全ケースが高いことから、コストのかからないことが立証されています。これからは「しくみづくり」に投資すべきという思想で、そこから社会的共通資本という言葉が日本で使われるようになりました。
- ・ 最近、さらに研究が深まり、ルールを作るのは人間だから、人間の集団づくり・集団を担うリーダーづくり・人材づくりに投資すべきという考えから「社会的関係資本」と言われ始めました。

- ・ 最終的には、ハードもソフトもヒューマン、つまり人材ということで、それらを一括して社会資本ソーシャルキャピタルと理解するのが正しいということに落ち着きそうです。私達の社会資本はこれまで物づくりに走りすぎていましたが、次は人づくりということに気が付いたということです。

(委員)

- ・ これから名張市民は自己改革論を持ち続けなければならない。また、市民は自由主義であるとともに、地域の共和制を図らなければなりません。
- ・ 地域の自治に参加していない市民が沢山いますが、これで本当に地域の自治ができるのかと思う。住民登録をした時点で、自治に参画するという義務づけが必要です。これから20年後、30年後に色あせない条例であるため、地域の活性化・共和を図ることが必要だと思います。
- ・ 地域が活性化するためには、名張市の地域特性を活かして、地産地消に取り組むべきだと思います。
- ・ 地震などの危機管理についても、地域の自治が重要であり、近隣市町村との連携も必要になると思います。

(委員長)

- ・ 先程の御意見についてですが、地産地消ということで、いわゆるサステイナブルシティ(=持続可能な発展を必要とする都市)を追求する上では、政策目標になると思います。「持続可能な発展」ということについても、一つの言葉として、マーケティングしておいて下さい。できるだけ他力本願ではなく、自力本願でやっていけるような仕組みを創っていく必要があるということです。
- ・ 前回、私は市民には「ただ寝に帰るだけの市民」、「ただ遊んでいるだけの市民」、「実際に地域活動に関わり、政治にも投票し、自らの投票した議員の名前も知っている本当の市民」の3種類がいると言いました。「本当の市民」を創る運動を地域でやっていく、行政も一緒になって取り組めば、議員さんもさらに張りが出るのだと思います。
- ・ 危機管理に関する意見が出ましたが、地域づくり委員会については、危機管理こそが第一の役割だと認識してはどうかと思っています。
- ・ 今回の新潟地震の場合、山古志村では村そのものが大変な事態に陥ったので、自治なんてことはとても言ってもらえないので、むしろ国の救済が必要になります。そこまでいなくても、名張だけでは如何ともしがたい場合は、協定を結んで近隣・遠距離の市町村に助けを求めらる必要があると思います。
- ・ 今回、様々な協定を結んでいる自治体が新潟へ応援に入りました。募金を募ったり、消防車も出動させています。これからは自治体間連携・近隣の広域連携を考え

る必要があります。

(事務局)

- ・ 危機管理については、市政運営あるいは協働のまちづくりのなかで議論したいと思います。それらの項目を挙げることも、現在 考えています。
- ・ 市外との連携についてですが、周辺市町村と災害時の協定を結んで連携しています。ただし、地震などの場合は周辺地域との連携だけでは、共倒れということもあるので、離れた所とも協定を結んでいます。

(委員長)

- ・ それらについても、条例の後段になるかもしれませんが、広域連携とか遠距離連携とか都市間連携というところで、謳うべきだと思います。

(委員)

- ・ 長期的な視点で考える場合、団体自治と住民自治の二つに分けていますが、私はこのように分けない方がこれからの新しい自治だと思います。  
そうすることで、地域経営と住民自治を一緒にした新しいコミュニティが、これからの住民自治の中で生まれると思います。  
(団体自治と住民自治の二つに)分けると却って、その議論が難しくなるように思います。団体自治と住民自治を分けない方が、十分に議論できると思います。

(委員長)

- ・ 「団体自治」と「住民自治」という言葉は、事務局の方で議論が進めやすいように工夫されたのだと思います。
- ・ 条文、前文の中で、「団体自治」「住民自治」という言葉は出てきますか。

(事務局)

- ・ 「団体自治」「住民自治」という言葉は出来てきません。

(委員長)

- ・ 頭の中で、大きく整理しておいてもらう方が議論しやすいと思います。
- ・ 先程の意見については「行政のやること」「住民のやるべきこと」を分けるのではなく、ちょうどその真ん中を想定したほうが良いと思います。それが本当の協働の領域だと思います。

(委員)

- ・ 「補完性の原理」は理解できるが、矢印が一番左からいつている。個人が一番左にあるので、個人が一番動かなくてはダメという考え方ですが、これをあまり強調すると行政の存在意義が失われます。

(行政の役割は) バランスある運営という点にあるので、自治基本条例の全般的事項という表面から観ると、具体的に謳っても良いのですが、個人の立場でどの程度、参画できるのかを考えると非常に難しい問題だと思います。

(委員長)

- ・ 先程の御意見は、前文の書き方に関係してきそうです。「自分でできることは自分でしましょう」と書くかどうかですが、そこまで書いている事例はないと思います。
- ・ これはヨーロッパ自治憲章というのがあって、そこで「補完性の原理」が謳われています。要するに「自分でできることは自分です」という考え方は、ヨーロッパ型民主主義の最低原則と言われています。

そこから修正原理があって、社会的に少数者弱者、例えば障害のある人とか独居の高齢者や生活保護の受給者など「自分でできることをできない人」もいるということで、そういう人たちを支える人権の法則があります。

それもいれないとダメだというわけで、そうすると人権についてもどこかに入れておくべきかもしれません。

そうしないと、なんでも個人で頑張らなければならぬと受け取られる可能性があります。

- ・ 配布資料の中に、自治基本条例の構成を比較した一覧表がありますが、それによると、杉並区ではその旨が記載されていて、人権が尊重されるとなっています。これについては、理念のところに入れておいた方が良くもありません。

(委員)

- ・ 前回の会議で意味深いと思ったのは、これからは行政運営から行政経営という話でした。経営ということになると、利潤の追求ということになって、当然負債が大きくなった場合など、かなり幅広い意味があります。例えば、リストラをして痛みを分け合うとか、市民と行政がお互いに考えないとダメです。経営というものをどこまで考えるのか、そういった点をお伺いしたい。

(委員長)

- ・ 市政運営、あるいは市民参画と協働の辺りで、そのシステムについて議論しないといけないと思います。行政評価のシステムをどのように条例に入れるかということ、外部監査は中核市以上でない限り義務づけられていませんが、名張市はあえて包括外監査を謳うということ、また行政評価だけでなく評価の講評にも関係します。
- ・ それから、コンプライアンスシステムについても、どのように位置付けるかということもここで議論しなければいけないと思うので、その辺りでもう一度このお話しをして下さい。
- ・ 一般的に原則といった場合にどういう言葉を入れたら、一番良いのかということですが、市民の経営参画ということでしょうか。
- ・ マネジメントというのは与えられているフレームの中で最善を尽くすということで、アドミニストレーションというのはフレームそのものを構想し変えていくということです。
- ・ 政策をやる上で、超高齢化社会と超少子化社会が同時にやってきている場合、限られた資源で二つを同時に解決することが不可能なので、どちらを選ぶのかという決定構造で、長岡藩の「米百表」の話はアドミニストレーションにあたります。
- ・ すべての市民にいつでも誰でも幸せを、ということはありません。どこに痛みを持ってもらうか、覚悟してもらうこと、説得力がまさしく首長にも必要ですし、議会の承認も必要になってきます。これは政策決定事項です。それが政策というわけです。政策ではなくてマネジメントは施策の実行です。施策と政策ではレベルが違います。政策は優先順位を決めた覚悟の産物です。
- ・ これを思い切ってやめようとか、生き残るためにはここに投資しようといった決断が必要です。そのプロセスに市民もかかわっていけるようにしていきたい。職員の給料を削減すれば、どれだけ儲かるというのはマネジメントの世界で、アドミニストレーションではありません。
- ・ 自治基本条例があれば、それがやりやすくなります。みんなでお互いに議論できることになります。3回目か4回目のときにその議論をお願いします。

(委員)

- ・ 新総合計画に描かれている理念は、「政策」「政治理念」「まちづくりそのもの」のいずれか、現行の総合計画は前総合計画と若干違いますが、それはあくまでも表現の違いで、実際に名張の特性を踏まえてこのような「まちづくり」をしたいというのは、変わらないと思います。
- ・ 自治基本条例を、市長が交替しても変わらないものにすると謳い文句だけになってしまうように感じます。総合計画は期間を区切って、いつまでにこの目標を達成

するという具体的な政策になるのですが、それも元になるのはこういう街にしたいという理念が出ている筈です。ついては、総合計画と基本条例をいかに上手く噛み合わせるかですが、上位に位置するということからすれば、あまりそれに徹すると謳い文句だけになるような気がします。

(委員長)

- ・ 私の理解ですが、自治基本条例というのは半永久的な制度であり、総合計画はスパン 10 年から 15 年程度の中期計画です。ここで定めるべき事柄というのは、まちづくりの自治の原則の上に動くものなので、自治の原則・理念をきちっとしておくべきだと思います。
- ・ 「まちづくり」については、2004 年から例えば 2014 年までのいわゆる目標、その時代の個性、財政状況、市民の願っているカラーといいますが、そういうものを反映した計画になります。
- ・ スパンからいうと総合計画の方が短いので、まちづくりは総合計画に責任を委ねようという考え方だと思います。ただ、この自治基本条例も総合計画も共通しているのは議会の議決がいるということで、首長も内部承認して議会に提案しなくてはなりません。また、基本構想部分は基本計画に関係ないと言われていますが、実際は基本構想がないと基本計画はできないので、基本構想部分は議会の議決を得なければなりません。これは首長にも議会にも責任があり、ただスパンが違うというだけです。

(委員)

- ・ いずれにしましてもあまり違いがなければ、少々踏み込んでもいいのではないかと思います。

(委員)

- ・ 市民自治の協働という言葉が入っています。協働という言葉は最近頻繁に使われるのですが、本当の協働ということがどういう形なのかしっかりと成立していません。何となくニュアンス的にはわかるのですが、本当の協働を名張らしく作っていくのが自治基本条例なのかな、という気がします。
- ・ 先程、市民には 3 つのタイプがあるというお話でした。若干危機管理の部分もありますが...、積極的に参画していくとか協働にかかわっていく人がいる一方で、寝に帰るだけの人や住んでいるだけの人がありますが、できるだけ底上げをしていくということが必要だと思います。
- ・ 参画はできないけども、できるだけ参加するという意識の人を沢山つくるような基本条例にすべきだと思います。

- ・ そのためには、一番共通する話題である危機管理とか、どんな人にも身近な問題をひとつのツールとして参加する人をたくさん底上げするという意味で大変大事だと思います。

(委員長).

- ・ 「協働」というのは、実はコ・プロダクションが正しい言葉で、コラボレーションではありません。コラボレーションは協力であり、あるひとつの目的に対してただ手を合わせましょう、力をあわせましょうということです。
- ・ 協働(コ・プロダクション)という言葉は、アメリカからやってきた言葉でインディアン大学の先生がお使いになった言葉に端を発しています。  
インディアン大学の地元の「まちづくり」を、行政職員と市民とが一緒になって素晴らしい街に切り替えた感動的な取り組み事例が20年前に報告されました。  
その報告が日本に入ってきた際、協働という言葉に翻訳されました。  
何でもかんでも協働という言葉を使ってしまう危険性がありますが、大きく分けて3つあります。
- ・ ひとつは行政が責任を持ってやらなければならない。まさしく団体自治が責任を持ってやらねばならないところにNPOであるとかコミュニティの力であるとかボランティアの力をお借りしよう、民間企業もそこに参入するという仕事を委託とっていますがこれも協働です。予算執行は委託事業、あるいは請負となります。  
それは、今まで登場していなかったコミュニティ団体とかNPO団体がどんどん登場してくるようになったというのが、この世界では新しいことです。
- ・ もうひとつは、市民が本来責任を持って取り組まなければなりません。地域自治、狭い境域の自分たちの助け合い、お互いが助け合い取り組む、住民そのもののパワーが成長していないとか、あまり顔見知りの関係ができていないから上手くいかないとか、背中から誰か後押ししてくれないか、というところに行政がその中に入って行って後押しするとか応援するとかいうことを、市民責任領域における行政との協働といいます。これは、予算執行上は補助金とか補助金でなくても制度的に人的支援、場所を貸してあげるとか機材を貸してあげるとか助成支援ということで、これが第2の領域です。地域づくり委員会に行政職員が出かけて「こういう風にしてはいかがですか」と言ってカウンセリングしたりします、それも協働のひとつです。
- ・ 第3の領域は、行政の力だけでも無理、民間の力だけでも無理、どちらもいいパートナーとして、手を合わせなければできない。地産地消運動などは、行政責任でも民間責任でもなく、両方が力を合わせてやりましょうというものです。第3の領域の場合に使うお金のことを分担金とか、負担金と呼びます。
- ・ 協働には、この3つの領域があります。協働を意識するときは、行政責任領域の



協働・市民自治、市民責任領域における行政の応援、協力ということを整理しておけば、これからの議論がしやすいと思います。

- ・ 責任不明の協働が流行りすぎているように思います。「参画」と「協働」と「まちづくり」の3つを並べると、ものすごく上手くいくような印象がありますが、3つとも何を言っているのかさっぱりわかりません。名張型では、名張で可能なシステムはこれだということで、それぞれをきちっと定義しましょう。

(委員)

- ・ 一人ひとりが変わるということが、市民が変わるということであり、市民自らが地域のひとりの人間として、力になるという意識を持たないといけない。むしろ、義務と権利は「言うべきことは言うけれども、すべきこともする。」というのが、これからの地域における考え方で、条例の根本になる考え方だと思います。

(委員長)

- ・ 先程の意見は、理念のところに反映されてもいいのではないかと思います。行動する名張市民、あるいは行動する名張市民、変革し続ける名張市役所みたいなイメージ、常に変化を求め、新しい変化に太刀打ちしていこうという雰囲気のある市民と行政みたいなみたいなカラーがでてもいいと思います。市民の権利、責務についていずれ議論するのですが、そこでもう少し強調して考えたいと思います。

(委員)

- ・ 名張は、農業を営む人と大阪から転入してきた人がいて、上手くバランスが取れています。その発想の中から地産地消という言葉が出たのだと思います。
- ・ 名張の農業、産業というものはもっと脚光を浴びなくてはならないし、我々の口にも入ってこないといけない。消費者としてはそれを楽しみにするといった協働の世界があってもしかるべきだと思います。
- ・ 大阪では享受できない名張特有の文化と人、バランスある土地と自然環境のもとに、地域の皆さんが名張を変えていこう、名張を良くしようというパワーがあってもしかるべきだと思います。
- ・ その辺のところでは名張の市民意識に希薄なところがある。やる人はやるけど、やらない人はやらない。手の裏返したところがあるが、それではいけない。8万の市民が結束して日本でも有名な街、年寄りがみなピンピンして頑張っている、というような名張の個性を出して欲しい。

(委員)

- ・ 私も、地域の出合い仕事などいろんな会合がいっぱいあるが、参加する者がいない、むしろ自分はできるだけ退きたいというような気持ちがある。祭りを共有したらいいと思うが、どう提案したらいいのかわからない。祭りといっても、宗教行事はダメということで、もっと発信できればとも思います。
- ・ 先程の3つ協働については、まさにこのとおりで、食い足りないものがある。これだけ組織や団体があるのに、どうしてそんなものをやるのかと言われます。では草刈をしようとしたときに、お金をもらえるものはもらう、もらえないものはボランティアでやっていこう、この延長線をやっていこうと考えています。「まちづくり」で団地から来る人に手伝って欲しいと思いますが、なかなか言えない部分もあります。先程の意見とは、すれ違いがあるように思います。

(委員長)

- ・ 先程の意見についても、5回目ぐらいで議論しないといけないことですが、NPOはアソシエーション政策で、地域づくり委員会はコミュニティ政策です。このふたつの集団が上手くかみ合っていけば地域は逆に元気になります。
- ・ 神戸、北九州、福岡では、それが証明されています。アソシエーション型の組織とコミュニティ型の組織が有機的に繋がれば、素晴らしい効果を発揮します。多くの自治体ではそれが水と油の関係で、全然交流できておらず、どちらも弱ってきています。

名張的なジョイントの仕方を考える必要があると思いますので、それも5回目か6回目の議論でご発言をお願いします。

- ・ 大事なことを皆さんに言うておきますが、祭礼を行政が応援するとなると憲法89条の議論が必ず出てきます。しかし、私は名張の市民の総意、コンセンサスが成立するならば89条違反にならない。公費を出しても、公開して、市民の審判に附すという作業を何度もやればいいと考えます。
- ・ それらのコンセンサスを経れば、文化財と考えることもできると思います。だから岸和田では職員がだんじり祭りに派遣されていますし、だんじり休暇も認めています。だんじりに行かない人間は交通整理をするようになっています。これは岸和田的な市民社会で認められているからです。

本当のことをいうと89条違反、違反だとは思いますが違反だとは誰も言わない。それを地方公共性といいます。

その辺は名張の市民の皆さんがきちんと議論していただいたら私は良いと思う。

考え方によればそれは文化財という評価もあります。また、そういったお祭りをシステムとして残すということは防災対策にも繋がります。

(委員)

- ・ 先程の意見で、自立する名張市民が少ないと心配されていましたが、名張市民も捨てたものではありません。市の職員も私たちと一緒に頑張り、助成事業に取り組むなど、燃えている名張人もたくさんいます。
- ・ 住宅地に暮らす市民の中にも、協働で何かをやろうと燃えている人もいます。これからもっと一生懸命伸ばしていこうというので、市の職員も身体をもってお手伝いして下さっています。先生がおっしゃっているところのコラボレーションをしています。

(副委員長)

- ・ そういった取組みが広く伝わる仕組みができているのか、ということが問題です。

(委員)

- ・ 最もだと思います。市長の話にもあったように、「運営」から「経営」ということは8万の市民がそんな気持ちを持たなくては良くはない。それが大きな自治の土台であり、一人ひとりがその気持ちを子供の時代に移った後も継続されるような維新の改革を持たなければいけないという総論で、その辺を誤解しないで下さい。

(委員)

- ・ 目的を持った人はひとつまみで、8万5千の目で見たら、一つの目的を持った人から見たら広がっているように見え、違う目的をもった人からみたらそういったことではない。私は先程のご意見に賛成なのですが、どうしても今おっしゃられたようなことが難しい問題が残っていると思います。それから20年後30年後の制度を考えると右肩上がりであがっている時はいいが、情勢も変わってきているし、京セラの社長が言われたようなアメンバー方式という色んな形に変われるというものづくりは難しく、これからも色々教えてもらって検討していくのが妥当だと思います。

(委員長)

- ・ 「1. 全般的事項」「2. 前文の記述事項」「3. 条例の目的」について、かなりの議論をしましたが、まだ足りないかもしれません。次に「4. 市民と市民自治」に入ります。

(事務局)

- ・ 「自治基本条例検討資料(試案)」に基づき、「4. 市民と市民自治」の説明を行う。

(委員)

- ・ サービスの項で、納税の義務はあたりまえのことだけど中には果たせていないという方も中にはいるように聞いている。指導的な立場としてアンバランスがあるし、そういうところからきちんとしていかないといけない。末端の問題をきっちとしておかないとバランスが難しいと思います。

(事務局)

- ・ 不公平がないように税の徴収、課税も含めて懸命に取り組んでいます。
- ・ 納税の義務については、当然のことですが、このように条例に改めて書いていくということに、意義があると考えています。

(委員長)

- ・ 先程の説明を振り返りますと、最新版では、全国的によく知られているのが杉並区バージョンで、大和市も三鷹市もこのバージョンをかなり踏襲している感じです。名張も杉並区を越えるバージョンを決めていこう、というようなことのように聞こえてきました。
- ・ 改めて市民の権利責任について、並べてみるとこんな風に並んでいます。「自治基本条例検討資料(試案)」の2ページでは、権利保障のための主な制度というのが右に並んでいますが、これはのちに第4回目、5回目以降で登場します。

(委員)

- ・ 権利という場合は、権利が保証されているという理解で良いのか。義務の場合は、義務違反をした場合には罰則があるので、そういうとらえ方で考えるとそこまで決めることができるのか。実際には条例あるいは規則等になると思うが、具体的にはそういったところでそれぞれが保障され罰則違反の場合はどうするかと既定されるべきものではないかという気がします。
- ・ あまり権利とか義務とか言うとならえ方ではなくて、もうちょっとさらっとしたとらえ方はできないものか？

(委員長)

- ・ 権利、責務という言葉を使わずに、市民の権利は生かして市民の役割とし、新たに義務を課するとか、義務を明記して特定する場合は、それを義務化する法律または条令がいる。義務と言ってしまうと法律の言葉で、侵害留保の原理というわけですが、これの原理にのっとった義務を否定しているのかということになってしまいかねないです。
- ・ 実際みていたら協力して自治を推進するという倫理的責任で、法的責任ではない。税金の義務を負うというのは法的責任であり、それが同列に論じられるのは整理が必要です。
- ・ 環境保全に努めるとか、地域社会の発展に寄与するという責務は道義的責任という。税金を納めないというのは法的責任の問題であり、責務より役割といったほうがいいかもしれません。

(副委員長)

- ・ 市政に参画する権利ということですが、政治参加なのか行政参加なのかで議論をする必要があるかないか。主権者としての市民が信託する行政に参画するという場合と、主権者として行政を包含する立場と信託するという場合があり、入れ子のような構造をとらざるを得ない。市政に参画するというのであれば、政治参加ということで権利を明確にしておいて話を進める。ただ、なかなかそれを保証する制度システムがないので、いくつかの条例をみていると、どこまでするかという議論はぼやかしてることが多い。
- ・ 行政参加のことを言うておりますので、これで良しとすれば、このままで良いのですが、政治参加で名張はいくのだということであれば、それを意識した話を進める必要があります。

(委員長)

- ・ 例えば市政に参加する件で、右に並べられているうち政治参加と言えるのは市民投票と市長選挙ですね。このふたつが政治参加です。あとのパブリックコメント、審議会などは行政参加です。
- ・ 市政というと、政治と行政と両方混合しながらしゃべるというのが多い。市長部局と議会は一体のものと言われるが実際は一体ではない。牽制機関ですから意見が対立することもあります。

(委員)

- ・ サービスの項目で納税の件を申し上げたのは、権利と義務を主張することによってどの辺まで権利を認め、義務とするのかわからない。あくまでも、中心は住民というのが本来なので、権利と義務だけを主張してしまうとしょうがない。

(委員長)

- ・ 地方自治法上の権利と義務をきちっと盛り込めば、法的な権利と義務は明記できます。自治基本条例上の新たな権利、例えば住民投票等に対する反対の義務と言えば、ペナルティのないものばかりです。ペナルティの問題というより、参加すること逆にそれによってインセンティブを与えていくべきものです。
- ・ それに対して、税金を払わない場合は滞納処分とか差し押さえとかもありうるわけで、徴税法などに基づく対処方法があります。
- ・ 市民の権利と義務、役割と並べる方法もあります。役割の部分でやればやるほどインセンティブが働いて得する、そのように持って行くのも方法だと思います。
- ・ 役割の部分と責任の部分が混同されていることが多い。
- ・ 責務のところは近代市民の3大義務のひとつであるわけだから果たしてもらわないといけません。ただし、所得税非課税だとか生活保護の場合は、かつて払ってきた税金の反対の給付をもらうわけですから免除されるべきで、払っていないからといって別に引け目に思う必要はないわけです。払う能力があるのに払っていない人をどうするかというのが問題です。

(委員)

- ・ 一番懸念しているのは、NHKの徴収です。支払っていない人が沢山います。全部が払うともっと安くなるのに、払っている人にはどんどん高くしていき、負担をかけています。
- ・ 市民が納得できるような骨子を以って、説明をするべきだと思います。

(委員長)

- ・ 先程のおっしゃっていた議論に関しては、名張市の行財政改革の担当室がありますので、そちらの方に強い意見として伝えて下さい。未納を生じないようにする、という意見が出たと伝えて下さい。

(副委員長)

- ・ 私、委員を務めていますので、承りました。

(委員長)

- ・ 先程の意見は大変大事なことで、これから会議の内容が行政制度とかになってきたときに、こういう所が行政は至っていないのではないかと、経営的にこういうところが甘いのではないかと批判が出ると思います。悪いことではないと思うので、そういったところもご発言いただければいいと思います。その上で、この制度が実際に使いこなせるか？作動するか？ということについて、前にもお願いしましたように、議会も変わらないといけないけれども、行政も変わらなくてはいけない、市民社会も変わらないといけない、3点改革セットだということをお考えいただきたいと思います。
- ・ 私が一番嫌なのは議会の批判大合唱をして議員さんの気分を悪くするようなことばかりを言って、自分たちは何も提案しないというのは嫌です。
- ・ 自治基本条例をつくるのは3者改革ですから 行政に対する改革の提案は大いに歓迎です。批判というより、改革の提案ととらせて貰いたいと思います。

(委員)

- ・ 市民の定義について、“人…自然人と法人”と書いてありますが、私は事業者の立場として、あえて別の形で定義いただくほうが、新しいコミュニティが形成されるのではないかと思います。真の定義だけに、事業者として書いているところもありますが、企業として社会的責任、自治に対して何をしなくてはいけないのか、今は大きな社会的流れではないかと思います。事業者としてはまた別に定義していただくほうが、これから進めやすいのではないかと思います。

(委員長)

- ・ 岸和田方式ですね。岸和田ぐらいにきっちり言ったほうがいいかもしれません。

(委員)

- ・ 事業者の持っている様々なノウ・ハウを取り入れた新しいコミュニティはこれから必要だと思いますので、あえて分けたほうがいいと思います。

(事務局)

- ・ 今のご意見に対して、試案の中で事業者を市民に包含してしまっている理由のひとつですが、参画であるとか協働であるとかいうときに、市民との協働、市民の参画というものが、これからどんどん出てきます。そのときに市民と事業者が同じレベルで、市政に参画、あるいはパートナーとして協働していくというようなイメージがありましたので、このようにしておりますが、さらにご議論いただきたいと思っております。

(委員長)

- ・ 「市内に住み、又は市内で働き、学び、活動する人、及び団体」としておいて、もうひとつ「事業者」と起す、というのが今の提案です。事業者はここでいう団体から除くわけで、社団・財団・民間 NPO とかはここに入るといことです。

(委員)

- ・ 明確に事業を営む、そういったことも入れた方がわかりやすいのではないかといことです。

(事務局)

- ・ 多摩市の方では、(事業者に関する表現が)明確に入っています。

(委員長)

- ・ いずれにしても 企業市民としてはっきり位置付けるということを確認しましょう。
- ・ 権利と義務と役割ということが明確になりました。役割についてはインセンティブ、義務についてはペナルティということが明確になりました。

(事務局)

- ・ 次回は 11 月 24 日に開催します。